

施設ごとの無償化の内容を確認してください



利用されている施設や、世帯の状況によって取り扱いが異なります。

施設種別	3歳から5歳児（就学前まで）		0歳から2歳児	無償化の手続き
	要件 保育の必要性の認定あり	保育の必要性の認定なし	住民税非課税世帯 保育の必要性の認定あり	
幼稚園（私学助成）（注1） 特別支援学校	◆無償（25,700円まで）	◆無償（25,700円まで）	－（注2）	◆認定申請が必要
幼稚園・認定こども園（教育時間認定）の預かり保育	◆無償（利用日数に応じ11,300円まで） [年少から]	－	－	◆認定申請が必要
新制度幼稚園 認定こども園（教育時間認定）（注1）	◆無償	◆無償	－（注2）	不要
保育所、認定こども園、 事業所内保育、小規模保育	◆無償 [年少から]	－	◆無償 （住民税非課税世帯）	不要
認可外保育施設等（注3）	◆無償（37,000円まで） [年少から]	－	◆無償（42,000円まで） （住民税非課税世帯）	◆認定申請が必要
障害児通園施設（注4）	◆無償 [年少から]	◆無償 [年少から]	◆すでに無償	不要

（注1） 幼稚園・認定こども園の教育時間認定の方は3歳になった日から、預かり保育は3歳になった後の最初の4月（年少）から無償化の対象

（注2） 幼稚園の2歳児預かり（住民税非課税世帯）は、一時預かり事業もしくは認可外保育施設として届出・確認された施設であれば対象

（注3） 認可外保育施設等とは、一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等のほか、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等を指す。施設は県に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。

（注4） 障害児通園施設は、3歳になった後の最初の4月（年少）から、並行通園も無償化の対象

（ほか） 企業主導型保育事業所に在籍の3歳から5歳児（住民税非課税世帯の0歳から2歳児含む）は標準的な利用料まで無償化の対象。地域枠で入所の方は、従来からの教育・保育給付認定のうち2・3号認定が必要。

申請・問合せ先



米子市子育て支援課 〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地 電話 23-5177・5178 ファクシミリ 23-5137